

平成29年度 国立大学法人小樽商科大学 年度計画

(注) □内は中期計画, 「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】本学が目指すべき人材像において、産業界や地域・社会のニーズを汲み取り、身に付けさせるべき能力を具体化・明確化する。また、グローバルな視点と地域経済への理解を深めるために、全学的な教学マネジメントの下で、グローバル・マネジメントプログラムを発展させるとともに、クォーター制の導入も含め学事暦を見直し、教養教育と専門教育を有機的に連携させた体系的かつ新たな教育課程を平成30年度までに構築する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【1-1】平成28年度に実施した各種調査の結果を踏まえ、身に付けさせるべき能力を整理し、本学が目指すべき人材像を明確化する。
- ・【1-2】グローバル・マネジメントプログラムの深化・拡大を図るための新カリキュラムの方針を策定し、プログラムの構築を行う。
- ・【1-3】長期学外学修（ギャップイヤープログラム）の具体化に向けた検討を行うとともに、学事暦を見直し、一部弾力的な時間割を作成する。

【2】これまで推進してきた実学重視のアクティブラーニングの実績を基礎として、本学が目指すグローバル人材の育成に資するアクティブラーニングへ拡大・深化させ、その教育効果の可視化・検証を行う。これにより、平成30年度までに教育効果の評価システムの確立、多面的な成績評価等を行う。また、人文・社会系大学及び北海道におけるアクティブラーニングの拠点として、道内外他大学とのコンソーシアムを形成し、初等中等教育を含めた地域社会への普及・拡大に取り組む。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【2-1】アクティブラーニング等の教育効果を可視化するため、学生に対する調査を実施し、分析する。
- ・【2-2】アクティブラーニングの成果を、研究会等を開催して他大学等に広く情報提供するとともに、その教育方法を初等中等教育にも普及させるための研修プログラムを実施する。

【3】大学院（現代商学専攻）教育においては、学部組織を基礎とするテーマ研究型大学院として、組織的、体系的な教育課程を編成し、高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う教育を実施している。この実績に基づき、学部のグローバル・マネジメントプログラムとの接続教育を取り入れた、新たな教育プログラムを平成30年度までに導入する。

- ・【3-1】大学院（現代商学専攻）において、グローバル人材を育成するため、大学院進学を志望する学部学生に対応した新たな教育プログラムに基づく履修モデルを策定する。

【4】経営系専門職大学院（アントレプレナーシップ専攻）教育においては、ケーススタディ及

びビジネスプランニングを柱とした経営管理に関わる知識・スキルを積み上げ式に習得できる体系的な教育プログラムを提供している。この MBA (Master of Business Administration) 教育のノウハウを活かし、産業界や自治体等のニーズに合わせたイノベーション創出のための多様な社会人学び直し教育プログラムを第3期中に計 30 回以上実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【4-1】大学院（アントレプレナーシップ専攻）において、産業界や自治体のニーズに応える新たな授業科目を3科目開設・実施する。
- ・【4-2】経営系専門職大学院の教育ノウハウを活かし、観光・医療・食などの社会や企業のニーズに応じた経営人材育成プログラムを5回以上実施する。また、各業界関係者へのアンケート結果等の意見を取り入れて、教育プログラムの内容を改善・充実する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【5】グローバル人材の育成に資するアクティブラーニング及び地域志向教育を充実するために、グローバル戦略推進センターが中心となり、地域連携コーディネーターや UEA (University Education Administrator) などの配置による教育サポート体制を整備し、学長の下で全教員が参画できる教育実施体制を構築する。また、グローバル人材育成に資するアクティブラーニングの教育効果の可視化・検証を行い、その成果に基づいた FD (Faculty Development) 活動を年1回以上実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【5-1】グローバル戦略推進センターにおいて、部門所属の教職員及びコーディネーターによる、部門を超えた連絡会議を新たに整備し、教育実施体制を強化する。
- ・【5-2】アクティブラーニングの教育効果について、可視化・検証の成果に基づきテーマ設定した FD ワークショップ等を開催する。

【6】グローバル戦略推進センターを中心として、産学官連携に基づく学外資源を活用した教育実施体制に関わる外部連携機関数を倍増させる（平成 27 年度比）。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【6-1】グローバル戦略推進センター各部門のコーディネーター間の連携を強化し、学外資源の開拓を行い、中期計画に掲げる外部連携機関数の数値目標を達成する。さらに、外部機関との連携による実務家を講師とした授業科目の拡充等を通じて、実践的教育を充実させる。

【7】学生の主体的学びを促すアクティブラーニングの拠点として、また、北海道におけるアクティブラーニング手法に基づく教育の拠点として、アクティブラーニング教室、ブレンデッドラーニング教室やラーニングコモンズ等のハード面について、利用者にとってのユーザビリティを重視した管理・更新を行う。さらに、グローバル人材を育成するために、「対面型の学習」と「オンラインによる学習」を組み合わせたブレンデッドラーニングにおける授業用のデジタルコンテンツの独自開発や、海外の大学との双方向通信授業の体制整備を行う。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【7-1】学生及び教員にとってのユーザビリティを向上させるため、教室設備の整備計画に基づ

き講義室内の機器整備・更新を行う。

- ・【7-2】語学教育を中心に試行導入したブレンデッドラーニング型授業についてコンテンツの充実を図るとともに、その教育効果について検証を行う。また、海外の大学との双方向通信授業の体制整備に向け、双方向通信授業を試行実施し、課題等を検証する。
- ・【7-3】図書館の施設・設備をさらに整備するとともに、学習用資料及び人的支援のさらなる充実を図り、講習会やイベント等を行い、道内他大学図書館等と連携した学習支援活動や展示活動を実施する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【8】学生の主体的な学びを促すため、平成25年度に導入した学修管理システムによる修学管理を拡大し、平成30年度までに全学生に導入する。また、平成27年度に策定した授業科目のナンバリング、カリキュラムマップに基づいた学生の学習目標に沿った科目履修の体系化を促し、eポートフォリオやGPA (Grade Point Average) 等を利用した教育指導を行う。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【8-1】全学生における学修管理システム使用環境の整備完了に伴い、修学管理・履修指導等への全教員による一層の活用を促す。

【9】学生の人権、健康及び安全を守るため、各部署の有機的な連携体制を構築するとともにピアサポート体制を整備し、学生ニーズに基づく生活環境の改善や、課外活動における安全管理の啓発活動等を行う。さらに、障がいのある学生に対する「特別修学支援室」を平成28年度に設置し、教職員を配置するほか、カウンセラー、ピアサポーターによる支援体制を構築する。

- ・【9-1】障がいのある学生への修学支援強化のため、学内の学生支援部署の連携を図るとともに、ピアサポート組織を構築し、ピアサポーターのための教育プログラムを開発する。
- ・【9-2】課外活動における安全管理の啓発活動等を行うとともに、平成28年度学生生活実態調査結果等を踏まえた学生支援環境の整備を進める。

【10】学生の留学を推進するために、寄附金を財源とした財政支援を行う。また、チューター機能の充実や出身国との文化の違いを考慮した留学生サポート体制を整備するとともに、北海道地区国立大学と連携した「学部・大学院入学前留学生教育」を実施する。

- ・【10-1】学生の海外留学推進のため、寄附金を活用した財政支援の充実や留学中の危機管理体制を強化する。また、受入れ留学生に対しては、チューター制度や道内国立大学連携による「学部・大学院入学前留学生教育」などの修学支援を継続的に行うとともに、SNS等を活用した帰国後のフォローアップを実施する。

【11】グローバル人材育成に資する学生のキャリア形成支援として、インターンシップやボランティアなどの学外学習環境を整備し、そこでの活動経験がある学生を90%以上とする。また、人材育成の成果として就職率96%を維持する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【11-1】学生の就職内定状況及び経緯に関する情報収集を見直し、就職支援強化のためのデー

タ蓄積及び分析方法を充実させる。また、キャリア形成支援のための講演会、セミナー等を実施し、就職率96%を維持するための就職支援に取り組む。

- ・【11-2】平成28年度に導入した「地域連携ブリッジ教育プログラム学修奨励金」の対象プログラム等を拡充し、学生の経済的負担を軽減することにより学外学習促進を図り、学外活動経験者の少ない1・2年次における学外での活動経験者の割合を50%に増加させる。

【12】本学同窓会組織（公益社団法人緑丘会及び公益財団法人小樽商科大学後援会）と連携して行ってきた留学・語学学習への財政支援やキャリア形成支援を強化するとともに、経済的な理由により修学等が困難な学生への経済的支援も含めて、企業・個人も加えた新たな支援体制を整備する。

- ・【12-1】留学支援、語学学習支援、キャリア形成支援をさらに強化するため、本学同窓会組織と連携し、卒業生ネットワークの強化を図る。また、小樽商科大学修学支援基金による支援事業の運用を開始する。

（4）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【13】アドミッションポリシーに基づき、学生の追跡調査を通じた入学者選抜方法の検証を行うとともに、高大接続教育の成果及び新たな教育課程の導入を踏まえた入学者選抜方法について、平成30年度までに公表し、その検証・改善を通じて、多面的・総合的な選抜を実施する。

- ・【13-1】アドミッションセンターにおいて、従来の入試制度を検証し、グローバルマネジメント総合入試制度の骨子を作成するとともに、引き続き、新たな多面的・総合的な選抜方法についてさらに検討を進める。

【14】アントレプレナーシップ専攻のアドミッションポリシーに基づき、理工系大学院と連携したMBA特別コース制度や組織推薦制度など、多様な社会人学生を受け入れるための特別な入学者選抜方法を継続実施し、産業界・他大学と連携した入試制度を構築する。

- ・【14-1】多様な社会人学生を受け入れるための特別な入学者選抜方法を継続実施するとともに、学外機関等に対しニーズ調査を行い、その結果等を踏まえて現行入試制度を検証し、新たな入試制度構築に向けて、さらに検討を進める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【15】言語・人文・社会・自然科学の諸分野において理論研究・基礎研究を国際的な視野のもとに進め、その研究成果を書籍出版や学会発表、メディア等により国内外に発信する。

- ・【15-1】グローバル戦略推進センター研究支援部門による競争的資金獲得及び国際学会発表支援等のもと、総合的・学際的研究及び実践的研究を推進する上で基礎となる教員個々の基礎研究及び連携研究を国際的な視野のもとに進め、その成果を社会へ発信する。

【16】言語・人文・社会・自然科学という多様な分野の研究者が1つの学部にも所属する「商科

系単科大学」の特色を活かし、社会が提起する諸課題に対して総合的・学際的研究及び実践的研究を進め、その研究成果を書籍出版や学会発表、メディア等により社会に発信する。

- ・【16-1】 グローカル戦略推進センター研究支援部門及び産学官連携推進部門による、地域志向型プロジェクトの公募・採択、文理融合型大学連携、ビジネスサポート、企業展示・商談会への出展等の活動を通じて、地域社会が抱える課題に対する総合的・学際的研究及び実践的研究を進め、その成果を社会へ発信する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【17】 全教員が所属するグローバル戦略推進センター研究支援部門において、学長のリーダーシップの下での研究費等予算の戦略的配分、URA (University Research Administrator) の育成・配置などを行い、全学的な研究支援体制を構築する。

- ・【17-1】 グローカル戦略推進センター研究支援部門において、全学的に研究を推進するため、研究費等予算の戦略的配分や競争的資金を獲得する方策等を実施するとともに、平成 28 年度に実施した研究支援の各種方策を踏まえて URA の制度設計を行う。

【18】 北海道経済の活性化に資する研究を推進するために、産学官連携コーディネーターの育成・配置などを通じて、産学官・他大学との連携及び外部資金獲得支援を推進する研究実施体制を構築する。

- ・【18-1】 グローカル戦略推進センター産学官連携推進部門の産学官連携コーディネーターを通じて、産学官・他大学との連携を強化し、外部資金獲得のための活動を推進する。また、理系他大学との共同研究を通じて、文理融合型大学連携を推進する。

【19】 国際的な研究活動を支援するため海外協定校との関係構築を通じた国際共同研究の推進、国際学会やシンポジウムへの参加支援、並びに海外ジャーナルや英語による論文・出版を支援する体制を整備する。

- ・【19-1】 グローカル戦略推進センター研究支援部門において、国際学会・シンポジウムへの参加、国際学会開催、海外ジャーナル投稿、英語等による出版を支援する制度を充実させる。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【20】 本学が伝統的に推進してきた国際交流や地域における実学教育の実績を最大限に活かし、北海道経済が求める「地域志向」及び「国際的視点」を身に付ける教育プログラムを構築し、グローバル戦略推進センターを中心として本学が目指すグローバル人材を育成する。このために、地域志向科目の科目数を 50 科目に倍増する。また、海外経験実績のある学生数を 500 名とするとともに、TOEIC730 点以上を獲得する学生数の倍増、TOEIC 平均点 30 点向上に取り組む。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【20-1】 学内公募型の地域志向教育研究プロジェクトを拡充し、地域の理解を深めるための地域志向科目数を 40 科目に増加させる。
- ・【20-2】 学生の英語力を強化するため、レベルに応じた授業を実施するとともに、TOEIC の新

形式導入を見据えた新たな教材の作成に着手する。

- ・【20-3】国際的な視点を養うために、学生の海外派遣プログラムの充実を図り、年間 100 名の海外経験実績のある学生数を維持する。

【21】 グローカル戦略推進センターを北海道経済の発展に寄与するシンクタンク機能を有する組織と位置づけ、北海道経済団体連合会、北海道及び北海道財務局をはじめとする産業界・自治体等と連携した地域課題研究及び共同研究を全学的に推進し、100 件以上の共同研究・産学官連携事業を実施し、その研究成果を社会に発信する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【21-1】北海道、北海道財務局等と連携した研究会を拡大するなど、政策への反映を見据えた地域課題に関する実践的研究を推進するとともに、産業界や他大学との連携を拡大し、各種連携事業を引き続き 15 件以上実施し、その成果をシンポジウム、セミナー等により社会へ発信する。

【22】 グローカル戦略推進センターを北海道経済における地域人材育成の拠点と位置づけ、従来の産学官連携活動及び経営系専門職大学院（ビジネススクール）における MBA 教育を通じて構築したネットワークを最大限活用し、本学が中核機能を担うことで産業界、自治体等公的機関、道内他大学と連携した文理融合型ビジネス開発プラットフォームを構築し、第3期中に 100 団体以上と連携する。また、このプラットフォームにおいて、北海道経済活性化のための海外ビジネス進出支援などのビジネスサポート及び地域人材育成のための教育プログラム開発を行い、第3期中に 50 以上のシンポジウムやセミナー、地域人材向け教育プログラムを実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【22-1】 文理融合型ビジネス開発プラットフォームの構築に向けて、産業界とのクロスアポイントメント制度による産学官連携コーディネーターを配置するとともに、ビジネスサポート等による産学官連携活動を継続・強化し、70 団体以上と連携を行う。また、経営系専門職大学院の教育ノウハウを活かした地域人材向け教育プログラムを開発・充実し、15 以上のシンポジウムやセミナー、地域人材向け教育プログラムを実施する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【23】 グローバル教育を推進するために、海外協定校など海外の大学と連携した教育環境を創出し、平成 30 年度には、年間 100 名の学生を派遣する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【23-1】協定校など海外の大学と連携して年間 100 名程度の学生派遣を継続するとともに、グローバル人材育成機能の更なる強化を図るため、交換留学等の教育プログラムを充実させる。

【24】 グローカル・マネジメントプログラムを中心に、日本人学生と留学生の共学による専門教育・ビジネス教育を推進するとともに、国際交流ラウンジなど学内施設を活用した交流環境を充実し、言語コミュニケーション能力の向上に取り組む。

- ・【24-1】グローバル教育プログラム科目への日本人学生の参加促進や、留学生・日本人学生の交流イベント等の活性化に取り組み、共学効果の検証を行い、交流環境を充実させる。

【25】北海道との包括連携協定に基づき、北海道と姉妹友好提携関係にあるマサチューセッツ州（アメリカ）、アルバータ州（カナダ）との連携や、北海道がアジアなどを対象として実施しているビジネス展開支援への参加など、北海道と協働した国際交流事業を行う。

- ・【25-1】北海道と連携して、正課科目において、北海道と姉妹関係にあるマサチューセッツ州（アメリカ）、アルバータ州（カナダ）へ学生を派遣する。また、北海道創生・海外留学支援協議会による「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム・地域人材コース」の運営に参加し、海外留学コーディネーター、事前オリエンテーション、インターンシップ等を企画・実施する等、北海道と協働した国際交流事業を推進する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【26】学長のリーダーシップの下、大学改革推進室、将来構想委員会、グローバル戦略推進センターにおいて戦略的な組織運営を行うなど、本学が目指す教育・研究を全学的に実行するとともに、不断の検証と改善を行う体制を構築する。

- ・【26-1】大学改革推進室において重点的な戦略を推進するために必要な情報を収集・分析し、改革の方向性を決定するとともに、将来構想委員会においてその改革の具体的な検討を行う。また、グローバル戦略推進センターにおいて、本学の機能強化に資する全学的な教育・研究支援を行う。

【27】グローバル戦略推進センターに設置されたアドバイザリーボードや経営協議会学外委員など外部有識者からの意見聴取の機会を増やし、教育研究、地域貢献及び大学運営に反映させる。また、経営監査室の体制を見直すことにより監事業務のサポート体制を強化し、大学の意思決定全般に関する監事からの意見について、教職員への周知を徹底し、大学運営に反映させる。

- ・【27-1】グローバル戦略推進センターアドバイザリーボードや経営協議会、戦略的事業に関する外部評価委員会等において組織的な意見聴取を行うとともに、意見を大学改革推進室において検証し、教育研究、地域貢献及び大学運営に反映させる。
- ・【27-2】監事監査の結果について、教職員に周知し、大学運営に反映させる。

【28】多様な人材を確保するために平成 26 年度に導入した年俸制について、平成 28 年度の年俸制導入目標人数 12 名以上を達成する。また、テニユアトラック制度やクロスアポイントメント制度の制度設計を平成 30 年度までに行い、メリハリある給与体系への転換と業績評価を充実させる。

- ・【28-1】年俸制導入目標人数 12 名以上を達成する。また、月給制適用職員における昇給及び勤

勉手当に係る業績評価並びに年俸制適用職員の業績年俸に係る業績評価について、課題や問題点を整理する。

- ・【28-2】テニユアトラック制度やクロスアポイントメント制度の検討・設計を行う。

【29】多様な勤務形態を可能とするワークライフバランスと、性別、年齢や経験にとらわれない能力を主体にした人事配置を行うジェンダーバランスの改善に取り組むとともに、女性教員比率について15%程度を維持し、女性管理職の割合を10%程度とする。

- ・【29-1】ワークライフバランスの改善のため、長時間労働の縮減及び年次休暇取得率向上に努めるとともに、勤務に関する各種制度を整理したパンフレットを作成する等、多様な勤務制度の活用を促進する。
- ・【29-2】ジェンダーバランスの改善、女性教員比率15%程度の維持及び女性管理職割合を10%程度とするための方策について検討を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【30】本学が目指すグローバル人材育成を推進するために、グローバル・マネジメントプログラムの発展を視野に、平成30年度までに教育研究組織の再編成を行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【30-1】グローバル・マネジメント副専攻プログラムの検証結果を踏まえて、グローバルマネジメントプログラムの発展型としてのカリキュラム改革を進める。また、新たな教育研究組織について学内合意を得るとともに、移行に向けた準備を進める。

【31】グローバル戦略推進センターを中心として、全学的な教育・研究マネジメントに取り組むとともに、北海道経済活性化の拠点として産学官連携・他大学連携による教育研究体制を構築する。

- ・【31-1】グローバル戦略推進センターを中心に、他大学、自治体、産業界等の学外機関との連携による、北海道経済の活性化に資する取組を推進する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【32】平成26年度に実施した事務組織改組について、今後の教育課程及び教育研究組織の検討に合わせて、事務体制全般に係る点検・見直しを実施し、柔軟かつ戦略的に見直しを行う。

- ・【32-1】グローバル戦略推進センターが実施する全学的・戦略的な事業や教育課程の見直し等について、課・係を横断した体制で取り組むとともに、事務体制の検証を行い、必要に応じて組織の見直しを行う。

【33】情報システム管理や図書館カウンター業務などのアウトソーシングや北海道地区国立大学法人との共同事務の実施等による事務処理の効率化・合理化に取り組む。

- ・【33-1】アウトソーシングが可能な業務の洗い出し及び費用対効果の分析を行うとともに、北海道地区国立大学法人等の共同調達を継続し事務効率化を図る。

【34】企画・立案能力や事務処理能力など職員の資質を向上させるために、産学連携・教職協働・学内外 SD(Staff Development)及び人事交流等の、大学運営に資する人材育成プログラムを実施する。

- ・【34-1】人材育成プログラムを検証し、本学職員に必要とされる人事交流及び学内外研修・SDを実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【35】外部資金（科学研究費助成事業を含む）獲得の取組について、グローバル戦略推進センターが全学的な研究マネジメント支援を行い、平成 27 年度実績比 50%増を達成する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【35-1】グローバル戦略推進センターにおいて、平成 28 年度に整備した研究支援体制により、外部資金（科学研究費助成事業を含む）獲得増加に向けた方策を充実させる。

【36】産業界、自治体、同窓会等との連携を強化し、個人・団体からの寄附やマッチングファンド等による自己収入の増加に努め、当期期間中の年間獲得平均額を前期比（周年事業における寄附を除く）20%増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【36-1】産業界、自治体、同窓会等との連携強化及び、新たに導入された税額控除制度等も含めた個人・団体への広報活動の推進により寄附やマッチングファンド等を拡大し、自己収入の増加に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【37】教育研究及び社会貢献等に関する本学の基本的目標に沿った戦略的な財政運営を行うとともに、教職員のコスト意識を高め、管理的経費について一般管理費比率 6 %程度を維持する。

- ・【37-1】経費削減に向けて、北海道地区国立大学法人等の共同調達へ参加するとともに、電力供給契約の契約方式を見直し、管理的経費の使用実績等の情報を学内周知し、教職員のコスト意識の向上に取り組む。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【38】実学教育・実践的研究に必要な環境を維持・向上させるため、資産運用計画に基づき、稼働率の定期的な検証によるスペースの有効活用や、遊休資産の処分など資産の適切な管理運用及び保有資産の不断の見直しを行う。

- ・【38-1】資産の適切な管理運用のため、入居率の低い職員宿舍の集約化を図り、当該資産の処分または利活用の方針について検討する。
- ・【38-2】講義室等の稼働率の検証を行うとともに、その結果を踏まえて、教育・研究スペースを有効活用する。また、平成 29 年 3 月に改訂したキャンパスマスタープランの講義棟の

整備計画を検証する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【39】当期間に受審する認証評価及び外部評価における評価結果について、各実施主体にフィードバックし、大学運営の改善に結び付けるとともに、評価結果及び評価に基づく改善点を速やかに公表する。また、グローバル人材を育成するにあたり、グローバル戦略推進センターのアドバイザーボードなど外部有識者の意見や、中期目標・中期計画に対する自己点検・評価の結果を、大学運営に反映させる。

- ・【39-1】平成 27 年度に受審した学部・大学院の認証評価結果を大学運営に反映させるとともに、アントレプレナーシップ専攻において自己点検・評価及び外部評価を実施し、その結果を公表する。
- ・【39-2】中期目標・中期計画及び年度計画の達成状況に関する自己点検・評価を実施するとともに、外部有識者による戦略的事業に係る外部評価や意見聴取を実施し、それらの結果を教育研究及び大学運営に反映させる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【40】地域（北海道）マネジメント拠点としての教育研究の成果を、大学ホームページ、大学ポータルサイト、ソーシャルネットワークサービスや広報誌により広く地域社会に対して公開するとともに、ブログなど学生と協働して親しみやすい情報を発信し、また、報道機関や同窓会ネットワークを活用した広報活動を行う。

- ・【40-1】本学ホームページや公式ブログによる情報発信を継続するとともに、大学情報の整理及びホームページの改修を進める。また、ブログ学生スタッフや学生ベンチャー企業との協働及び報道機関や同窓会ネットワークの活用により、効果的な情報発信を実施する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【41】本学が目指す教育・研究に資する施設設備について、学長のガバナンスの下、平成 28 年度に定めるキャンパスマスタープランに基づき、多様な財源による重点的・計画的な維持・管理を行う。また、キャンパスマスタープランの定期的な検証・改訂を行う。

- ・【41-1】重点的・計画的な維持・管理を行うため、老朽化したライフライン（暖房設備）の改修を進める。また、3号館の改修について検討する。

【42】「環境マネジメントマニュアル（平成 24 年度改訂版）」において定めている CO₂ 及び熱量の削減目標（平成 20 年度と比較して 10 年間で 10%削減）を平成 30 年度に達成する。また、平成 31 年度以降については、平成 30 年度までに「環境マネジメントマニュアル」の再改訂を行

い、改訂後のマニュアルに基づき CO₂削減，省エネ対策を行う。

- ・【42-1】平成 29 年度実施予定であるボイラー設備改修を踏まえて「空調（暖房）運転マニュアル」の更新を行う。
- ・【42-2】平成 28 年度に実施した事務棟等の暖房設備改修の結果に基づくエネルギー使用量，CO₂排出量を把握するとともに，エネルギー使用量及び CO₂排出量を平成 20 年度と比較して 10%以上削減する。

【43】安全で安心な構内環境を目指し，平成 25 年度に実施した NPO 法人によるバリアフリーに関する外部調査結果を踏まえ，ユニバーサルデザイン対応を意識したバリアフリー対策を行う。

- ・【43-1】5号館にエレベーター等を設置するとともに，構内のバリアフリー対策未実施の部分について改善を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【44】リスクマネジメント委員会において，毎年度リスク対策の企画・立案を行い，その実施結果を分析し，さらなるリスク対策の改善を行う。また，特に東日本大震災の教訓として，地域における避難場所の重要性を認識し，小樽市の指定避難場所である本学体育館において，防災備蓄計画に基づいた防災備蓄品の整備を行う。

- ・【44-1】年度当初に策定した重点的にリスク管理を行う項目を，期中においても検証し，リスク対策に反映させる。
- ・【44-2】防災備蓄計画に従い，計画的に防災備蓄品の整備を行う。

【45】学生・教職員の安全を維持するために，飲酒事故の再発防止に係る取組については新入生を含む全ての学生に啓発活動を継続実施する。また，安全に関する意識を啓発するために，防災・防火訓練，救命講習（AED 講習を含む），毒物・劇物の点検等をそれぞれ年 1 回以上実施し，実施内容・結果等について，全ての学生・教職員に周知する。

- ・【45-1】飲酒事故の再発防止を含む違法薬物，悪徳商法等，学生生活に関わる様々なリスクマネジメントを徹底するため，正課授業等を通じて啓発活動を継続的に実施するとともに，学生寮等における防災組織を構築する。
- ・【45-2】防災・防火訓練，救命講習（AED 講習を含む）を実施するとともに毒物・劇物の点検等を実施し，結果等について，全ての学生・教職員に周知する。

【46】学生・教職員の人權，健康を守るために，ハラスメント啓発活動やメンタルヘルス対策のためのストレスチェック，長時間労働縮減策を実施する。

- ・【46-1】長時間労働縮減策及びストレスチェックの実施により，継続的に職場環境の改善を行う。また，ハラスメントの防止に関して教職員に対する啓発活動を充実させる。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

【47】監事監査，内部監査，会計監査人による監査を実施するとともに，監査結果については

学内に周知し、大学運営に反映する。また、監査連絡会における三様監査により、法令及び本学諸規程の遵守状況と内部統制の状況について多角的に検証し、改善を行う。

- ・【47-1】 監査結果については、教授会に報告するなど全教職員に周知するとともに、大学運営に反映させる。
- ・【47-2】 法令及び学内諸規程の遵守状況と内部統制の状況について、監査連絡会により多角的に検証し、その結果を踏まえて改善する。

【48】「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、全教職員を対象とした学内研修システムを活用したコンプライアンス研修及び研究倫理研修を義務付け、これらの受講率 100%を維持する。なお、研修は3年ごと及びルール変更時に実施する。

- ・【48-1】 本学教職員に対するコンプライアンス研修及び研究倫理研修の内容の見直しを行い、全教職員に受講させ、誓約書を提出させる。また、大学院生に対する研究倫理研修を引き続き実施する。

【49】 情報セキュリティ及び個人情報保護の対策を実施するとともに、その実施結果について、セキュリティ監査を通じて情報管理の状況を検証し、改善を行う。

- ・【49-1】 平成 28 年度に策定した情報セキュリティ基本計画に基づき、CSIRT が中心となって、情報セキュリティ及び個人情報保護の対策を実施するとともに、その実施結果について、セキュリティ監査を通じて情報管理の状況を検証し、改善を行う。また、個人情報保護、情報セキュリティに関する研修の実施や電子メールでの注意喚起等により、教育・啓発活動を実施する。

(その他の記載事項) (別紙)

VI 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額 307,993千円
2. 想定される理由
運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
基幹・環境整備(バリアフリー対策), ライフライン再生(暖房設備), 小規模改修	総額 276	施設整備費補助金(261百万円) (独)大学改革支援・学位授与 機構施設費交付金(15百万円)

(注) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2. 人事に関する計画

- (1) 全学的に研究を推進するために、URAの制度設計を行う。
- (2) 年俸制導入目標人数12名以上を達成するとともに月給制適用職員における昇給及び勤勉手当に係る業績評価並びに年俸制適用職員の業績年俸に係る業績評価について、課題や問題点を整理する。
- (3) テニユアトラック制度やクロスアポイントメント制度の検討・設計を行う。
- (4) ワークライフバランスの改善のため、長時間労働の縮減及び年次休暇取得率向上に努めるとともに、勤務に関する各種制度を整理したパンフレットを作成する等、多様な勤務制度の活用を促進する。また、ジェンダーバランスの改善、女性教員比率15%程度の維持及び女性管理職割合を10%程度とするための方策について検討を行う。
- (5) 人材育成プログラムを検証し、本学職員に必要とされる人事交流及び学内外研修・SDを実

施する。

(参考1) 平成29年度の常勤職員数 195人

また、任期付き職員数の見込みを3人とする。

(参考2) 平成29年度の人件費総額見込み 1,821百万円(退職手当は除く)

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成29年度 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,408
施設整備費補助金	261
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	46
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	15
自己収入	1,424
授業料，入学料及び検定料収入	1,388
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	36
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	47
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	0
出資金	0
計	3,201
支出	
業務費	2,832
教育研究経費	2,832
診療経費	0
施設整備費	276
船舶建造費	0
補助金等	46
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	47
貸付金	0
長期借入金償還金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	3,201

[人件費の見積り]

期間中総額1,821百万円を支出する。(退職手当は除く。)

2. 収支計画

平成29年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,951
経常費用	2,951
業務費	2,784
教育研究経費	768
診療経費	0
受託研究費等	6
役員人件費	53
教員人件費	1,396
職員人件費	561
一般管理費	110
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	57
臨時損失	0
収益の部	2,951
経常収益	2,951
運営費交付金収益	1,408
授業料収益	1,169
入学金収益	160
検定料収益	28
附属病院収益	0
受託研究等収益	15
補助金等収益	46
寄附金収益	32
施設費収益	0
財務収益	0
雑益	36
資産見返運営費交付金等戻入	47
資産見返補助金等戻入	8
資産見返寄附金戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成29年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	3,369
業務活動による支出	2,894
投資活動による支出	307
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	168
資金収入	3,369
業務活動による収入	2,910
運営費交付金による収入	1,393
授業料, 入学料及び検定料による収入	1,388
附属病院収入	0
受託研究等収入	15
補助金等収入	46
寄附金収入	32
その他の収入	36
投資活動による収入	276
施設費による収入	276
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	183

注) 施設費による収入には, 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。

別表（学部の学科，研究科の専攻）

商学部	経済学科 昼間コース 548人 夜間主コース 48人 商学科 昼間コース 592人 夜間主コース 40人 企業法学科 昼間コース 424人 夜間主コース 48人 社会情報学科 昼間コース 296人 夜間主コース 64人
商学研究科	現代商学専攻 29人 〔うち博士前期課程 20人〕 博士後期課程 9人 アントレプレナーシップ専攻 70人 （うち専門職学位課程 70人）

注) 右欄の人数は，平成29年度における学生収容定員を示す。